中村川水系河川整備基本方針

平成 14 年 10 月

島根県

中村川水系河川整備基本方針

目 次

1.	河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
2.	河川の整備の基本となるべき事項	2
	(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設へ の配分に関する事項	2
	事項	2
	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断 形に係る川幅に関する事項	3
	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持 するため必要な流量に関する事項	3
	(参老図) 中村川水系図	4

1. 河川の総合的な保全と利用に 関する基本方針

世村川水系は、その源を隠岐郡西郷町の中央部、時張山(標高521.6m)に発し、西郷町中村地先において日本海に注いでいる。本水系の流域面積は約13km²、幹線流路延長は約7kmで、その流域は西郷町に属している。

本水系は、昭和39年7月の大出水を契機として、昭和43年度より小規模河川改修事業により掘削、築堤、護岸等を実施した。その後、昭和56年に工事実施基本計画を策定し、基準地点新堤橋における基本高水のピーク流量を150m³/sとした。

利水については、農業用水として約30haのかんがいに利用されている。

本水系は、クロマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布する中起伏山地を北流した後、谷底平野に広がる水田地帯を流下し、人家が集中する中村地区において日本海に注いでいる。流域内には国の天然記念物に指定されている「高尾暖地性閣陽樹林」や県の天然記念物に指定されている「かぶら杉」等の自然植生や古木が残っており、豊かな自然の美しい地域となっている。河道内には、上流域ではヨモギ、ガマ、ネコヤナギが水際等に群落を形成し、下流域ではヨシやミゾソバが出水により形成された寄り州に繁茂している。魚類では、上流域から下流域の淡水の区間にかけての瀬や淵にヨシノボリ類が多く生息し、モクズガニの生息も確認されている。汽水域となる河口部ではボラ、チチブ等の汽水を好む魚類が生息している。また、最上流域は隠岐島後のみに生息するオキサンショウオの生息域となっている。

また、カワコ (河童)等の川にちなんだ伝承が残り、古くからの川と人々とのつながりの深さをうかがわせる。

本水系における河川の総合的な保全と、利用に関する基本方針としては、流域全体の視野から、流域住民や関係機関と連携し、地域計画及び離島振興計画等との調整を図り、地域社会の状況の変化に対応し、治水・利水・環境の調和に配慮した整備を実施するものとする。

治水対策については、過去の実績降雨を踏まえ、30年に1回程度発生する降雨による洪水の安全な流下を図る。

河川環境については、隠岐島後独自の貴重な動植物をはじめ、生物の多様な生息環境及び生育環境の保全に努めるとともに、良好な河川環境の整備・保全を図る。また、自然環境に配慮しながら、流域住民が川の歴史や水辺と触れ合い、憩いの場となるような河川空間の確保・保全に努める。

利水については、水利使用者との調整を図りながら、水資源の有効かつ適正な利用に努める。

なお、既存の施設については、適正な維持管理に努めるものとし、洪水時には雨量・水位等の情報を広く提供し、流域住民や関係機関と協力して被害の最小化に努め、安心できる生活基盤の確保に努める。また、流域の土砂管理については、砂防・治山事業の状況を考慮し河川の適正な維持管理に努めるものとする。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

本水系における基本高水のピーク流量は、基準地点 新堤橋 において150m³/sとし、これを河道へ配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

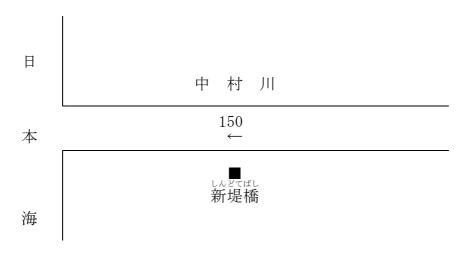
河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設による 調 節 流 量 (m³/s)	河 道 へ の 配 分流 量 (m³/s)
中村川	新堤橋	150	l	150

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点 新堤橋 地点において150m³/sとし、河口まで同流量とする。

中村川計画高水流量図

(単位: m³/s)



■:基準地点

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

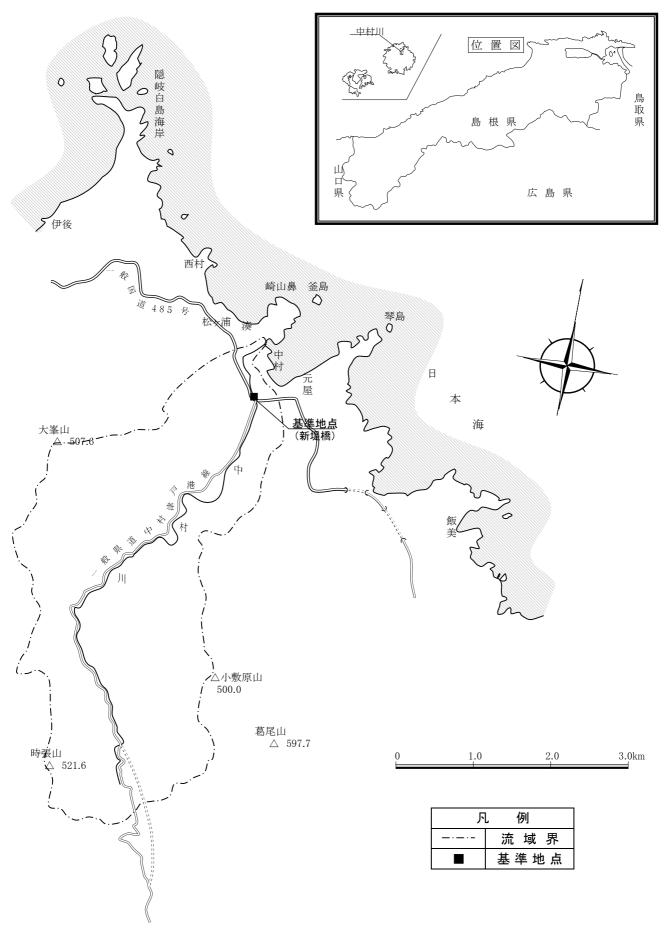
河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川 幅 (m)	摘	要
中村川	新堤橋	0.70	+ 2.00	34		

(注) T.P.=東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する 事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後流況等の河川の状況把握を 行い、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況等を考慮 し、調査検討を行ったうえで決定するものとする。

(参考図) 中村川水系図



河 川 整 備 基 本 方 針

決定及び改定の経過						
区	分	事	項	年 月 日	備考	
決	定					
		決	定	H14.10.25		
		施	行	H14. 10. 25		

工 事 実 施 基 本 計 画 (旧)

	決 定 及び 改 定 の 経 過						
区	分	事	項	年 月 日	備	考	
決	定						
		決	定	S56. 3.30			
		施	行	S56. 3.30			